

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	火薬類の消費の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、火薬類の消費の許可を行う。	
根 拠 法 令 名	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	
条 項	第25条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
審 査 基 準	<p>火取法第25条第1項に該当する者の申請で、火取法施行規則第8章及び愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課監修・社団法人愛媛県火薬類保安協会発行「火薬類取扱の手引」に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 火薬類取締法 (消費) 第二十五条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。</p> 2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。 3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。 4 前各項に定めるもののほか、消費に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。 火薬類取締法施行規則(項目のみ記載) 第四十八条(消費の許可申請) 第四十九条(無許可消費数量) 第五十条 (消費の技術上の基準) 第五十一条(火薬類の取扱い) 第五十二条(火薬類取扱所) 第五十二条の二(火工所) 第五十三条(発破) 第五十三条の二(導火線発破) 第五十三条の三(ガス導管発破) 第五十三条の四(導火管発破) 第五十四条(電気発破) 第五十四条の二(坑道式発破) 第五十四条の三(構造物解体用発破)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第五十五条(不発)

第五十六条(発破終了後の措置)

第五十六条の二(コンクリート破碎器の消費)

第五十六条の三(建設用びょう打ち銃用空包の消費)

第五十六条の三の二(模型ロケットに用いられる火薬類の消費)

第五十六条の四(煙火の消費)

第五十六条の五(帳簿)

手続の流れ

申請から交付まで

2週間

市 民

所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。